

市会議第 1 号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 1 年 3 月 1 9 日提出

提出者 市会運営委員会委員長 卷野 渡

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「総合企画局，総務局，理財局」を「行財政局，総合企画局」に改め，  
同条第 2 号中「環境局」を「環境政策局」に改める。

附 則

この条例は，平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

京都市事務分掌条例の一部改正に伴い，常任委員会の所管を改める必要があるので提案する。